

現在のレベルは、「流行再発期」です。

現在の感染拡大警戒レベル	感染拡大警戒レベル	拡大局面	終息局面	判断基準(目安)	授業 (チャペル講話)	学生	教員	職員	学外者の訪問	課外活動等の実施	学外への施設の貸出
	I	(発生期)	流行終息期	(流行終息期) セルフケア中心の感染防止対策のみで対応できる状態にある	通常どおりとするが、状況に応じて感染防止対策を要請することがある。						
	II	(流行早期)	流行消退期	(流行消退期) 国内各所で感染者が減少し、感染防止対策を行うことを条件に活動の自粛が段階的に緩和されていく状態にある	対面授業と遠隔授業を組み合わせる。	感染防止対策を十分に施した上で、学内施設への入館を認める。	感染防止対策を十分に施した上で学内での勤務を認める。		感染対策を十分に施している者に限り、認める。	感染対策基準を踏まえた活動計画を提出し、許可された団体に限り、活動を認める。	感染対策基準を満たすことを条件に貸出を認める。
	III	流行再発期	経過観察期	(流行再発期) 国内各所で感染者が増加し、行動の自粛が求められる状態にある (流行拡大期) 国や自治体からの外出自粛制限等の強い要請が出される等、流行拡大のリスクが高い状態にある	原則、遠隔授業とするが、対面授業を実施する必要がある場合に限り、これを認める。	大学が認める活動等に関わる学生に限り、学内施設への入館を認める。	学内にて教育・研究活動を行う必要性が高い場合に限り、学内での勤務を認める。	時差出勤等の就業配慮制度を運用した上で、通常勤務を要請する。	業務上必要性が高く、感染対策を十分に施している者に限り、認める。	感染対策基準を踏まえた活動計画を提出し、許可された団体に限り、活動を認めるが、状況に応じて中止を求める。	貸出先が感染対策基準を満たすことを条件に貸出を認めるが、状況に応じて取消しを求める。
	IV	流行拡大期	経過観察期	(経過観察期) 国や自治体からの規制が解除されたものの、引き続き、活動自粛を継続しながら、感染状況を注視する必要がある状態にある	全てを遠隔授業で実施する。	原則、学内施設への入館を禁止する。	原則、学内での勤務を禁止する	原則、交代制による勤務を要請する。	原則、禁止する。	原則、禁止する。	原則、禁止する。
	V	蔓延期		(蔓延期) 法令に基づく国や自治体からの規制が発令されている状態にある		学内施設への入館を禁止する。	学内での勤務を禁止する。	事務室での勤務を禁止する。	禁止する	禁止する。	禁止する。